

働き方改革シリーズ2 「労働時間」

『日本労働研究雑誌』編集委員会

2018年6月29日、働き方改革関連法として8本の労働関係法規の改正が成立した。これに関連して、本誌では、先月号から3回にわたり働き方改革シリーズを特集している。今月号（第2回）では、時間外労働の上限の法定化や、いわゆる高度プロフェッショナル制度の導入など、労働時間規制にかかる改革（「働き方改革実行計画」における、長時間労働の是正等にかかわる規制改革）について取り上げる。

働き方改革関連法における労働時間規制の改正の目的には、長時間労働の抑制による労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、生産性の向上等があったものと考えられるが、今回の改正がそれらの意図を実現しうるものであるか、その評価如何が一つの問題となる。

和田論文は、法的な観点からその評価を行うものである。同論文は、今般の労働時間規制の改正を概観し、その法技術的問題点にとどまらず、改正の根本に存する、労働時間法における一貫した思想・哲学の不在を指摘する。すなわち同論文は、今般の法令改正を概観し、特にその中心は、①時間外労働規制の強化と②高度プロフェッショナル制度であるとしたうえで、①については、法定時間外労働の上限規定が初めて労働基準法に取り入れられた点を評価するが、当該上限が労働者の健康保護に十分な水準でないと述べ、②については、高度プロフェッショナル制度の設計（特定の職種について、収入要件により労働時間規制を除外する）について、説得的な根拠が示されていないと指摘し、あわせて日本の労働時間法における体系的な哲学の不在を指摘している。

井川論文は、やや異なる切り口から、労働時間法における理論的検討の必要を示唆する。同論文は、EU労働時間指令2003/88/ECを題材に、その適用範囲と柔軟性を探るという切り口で労働時間規制の在り方に原理的な分析・検討を加える。同論文は、前記指令の目的はもともと共同体の立法権限から労働者の安全・

健康保護に限定され、そのため適用除外・柔軟化規定の解釈も厳格であると指摘する。またこの労働時間規制の基盤には労働者の労働時間に関する社会的基本権の存在があり、労働時間の適用除外は、この基本権への適合性から厳格に審査されていると述べる。同論文は、この基本権は明文化されているが、もともと政治的な宣言や第二次法たる指令立法等の集積から帰納的に成立したものであると述べ、超国家組織として権限問題の制約があるEUと日本とでの事情の違いを指摘しつつ、日本における理論的な分析の必要性を示唆する。切り口と方向性は異なれど、原理的・理論的視点からの分析の必要性を指摘する点は、上記和田論文とも通底するもののように思われる。

山本論文は、経済学の見地から、働き方改革関連法の労働時間規制改革の、①長時間労働、②労働者のウェルビーイング、③生産性への影響を検討・評価するものである。同論文は、①労働時間規制改革の長時間労働削減への効果について、長時間労働をもたらす主な要因について先行研究の知見を整理したうえで、労働時間削減の手法ごとにその長時間労働削減効果を検討する。それによれば、割増賃金引き上げ、法定労働時間の引き下げは、理論的・実証的には必ずしも短への高い効果が期待できず、労働時間規制の適用除外も、仕事と労働がパッケージとして契約されていれば（仕事固定モデル）、理論的には長時間労働化を促さず、実証研究上も平常時には大きな影響も見られないが、不況時には交渉力の小さい労働者の長時間労働促進のリスクがある。他方、時間外労働の上限規制は、理論的には長時間労働の削減効果を生じさせようため、働き方改革関連法での上限規制の施策には効果が期待できるが、その効果の実現には監督・取締りが重要だと指摘する。さらに、上記の労働時間規制改革の②ウェルビーイングへの影響について、過剰な長時間労働の削減は労働者の身体的・精神的な健康状態の改善に資するが、業務内容やプロセス等の見直しを伴わ

ない形式的な労働時間短縮は、労働強度の増加を通じて健康状態の悪化を招く危険性があること、長時間労働の是正により、労働者のワーク・ライフ・バランスの改善とダイバーシティ経営の実現も期待されることを指摘する。③生産性への影響については先行研究が乏しいが、近時の研究上は、仕事の進め方や人材管理の見直しを同時に行うことで生産性向上の可能性もあると示唆する。

新しい労働時間規制は、企業にどのような影響を与えるであろうか、現実として企業は新しい規制に対応できるであろうか。この点、小倉論文は、ここ数年間、企業がどのように労働時間対策を行ってきたのかという実態の調査を通じ、2019年4月施行の新しい労働時間規制と実態の乖離を予測することを試みている。同論文は、①時間外労働の上限規制、②年休の取得義務化、③管理職等の労働者の労働時間の客観的把握の3点について企業の現状を調査しており、それによれば、統計調査上は、①は1～2割の事業所が、②と③は3～4割の労働者が規制に抵触する状態であるのに対し、文献の企業事例（4社）や筆者自身の聞き取り調査による企業事例（5社）上、①については相応に対応が進んでいるが、②、③についてはそれぞれ4社、3社に懸念・問題等が残っているという状況であり、2019年4月まで相当数の企業で問題が残存している可能性がある。同論文は、この状況の改善のため、行政による監督・取締りのみならず、長時間労働改善と生産性向上のための具体的な施策の周知といった対応が求められることを指摘する。

浅井論文（紹介論文）は、トラック輸送における取引環境・労働時間改善に向けた官労使の取り組みを解説し、実務における時短への動向の実態を紹介するものである。働き方改革関連法での労働時間規制改革では、法定時間外労働の上限規制は、自動車運転業務、建設事業や医師等の関係では適用猶予とされたが、これらの業種でも長時間労働の見直しが喫緊の課題であることに変わりはない。同論文は、2015年に設置された「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」の活動、貨物自動車運送事業法改正の動き等を紹介するとともに、働き方改革関連法の審議の際に残された課題（兼務ドライバーの取扱い、改善

基準告示の総拘束時間の見直し）を指摘する。また、最先端技術の活用を通じた情報連携と貨物輸送の可視化による労働環境の改善は、新たな動きとして注目される。

戎野論文は、今回の働き方改革関連法の審議過程から、労使関係の構造変化を指摘するものである。同論文は、働き方改革関連法の立法過程において、当初は労使が働き方改革実現会議での調整を経て、実行計画上、一応合意形成を経たかにみえたものの、後の労働政策審議会では労働側の反対により一部施策には合意形成がなされないまま答申を経て法案が準備されて国会に提出され、その後施策の一部が断念されて（抜け落ちて）成立したという審議過程の混乱から、政府主導の中での労使合意の曖昧化と連合内部での労働者の意見調整の困難性の表出を読み取る。同論文は、この状況の背景として、従来の日本的労使関係の変容、すなわち労使の一体性と産業社会における中核的存在としての主体的な政策決定参画により合意形成を可能とされていた従来の日本的労使関係から、労使関係が疎隔化し、経済・社会問題への解決能力も低下した現在の労使関係への変容を指摘し、政府が問題解決上の存在感を強めたのはこの変容の反面であると指摘する。同論文は、労働問題の政治化や政府主導の動きはこの構造変化からみて必然的だと評しつつも、妥当な方向性としては、労使の責任ある政策決定への参画、労使の協議・交渉による合意形成を重視し、労使の主体性の回復を重要な課題として挙げる。

以上、本特集は、働き方改革関連法における労働時間規制改革について、法的・経済学的な側面からの評価を行い、比較法的見地からEU法の労働時間規制の分析と根幹への洞察を試み、労働時間規制への企業の対応の実態予測と時短へ向けた取組みを紹介し、今般の立法の背景としての労使構造の地殻変動を望見した。本特集が、研究者はもちろん、労働者あるいは使用者として労働に携わるすべての読者に何らかの知見と刺激を与えるものとなれば幸いである。

責任編集 富永晃一・佐々木勝・神吉知郁子
（解題執筆 富永晃一）